

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

○IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

SHIFT 社内では従業員のセキュリティ意識の強化徹底や、会社と個人を守る業務上の必要知識について毎月 E-learning で醸成しているほか、関わっていただく他社の関係者へも同様の取り組みを通して、理解しておくべき情報、ルールや規程を知る機会の提供を実施しています。

○専門人材マッチング

SHIFT では、多重下請け構造化した IT 業界において、開発リソースを必要とする事業会社と、発注元へのアクセスが限られる中小開発会社を直接結ぶプラットフォーム「toiro」を企画／開発し、サービスを展開中です。そのなかで、職務経歴書だけでは把握しきれない各開発者の情報等を可視化し、案件開始後のミスマッチを最大限に減らす取り組みも行っています。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026 年 07 月 30 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 SHIFT

企 業 名

代表取締役 丹下 大

役職・氏名（代表権を有する者）

備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。